

概要説明書

1 経緯

市では「飯能市地域公共交通計画」に基づき、スクールバスに地域住民が混乗（相乗り）することによる移動手段の確保を進めてきました。

この中で、令和4年7月の第19回飯能市地域公共交通対策協議会（書面開催）において、市内の一部スクールバス系統における児童以外の利用者の利便性向上に資するため、バス停の設置及び運賃等の運行内容について協議をしたところです。この度、国際興業バスの市内各系統における運賃改定手続きに伴い当該スクールバス系統においても運賃改定の必要が生じたところですが、当協議会においてあらかじめ以下のとおり協議することで、今後の当該スクールバス系統を含めた市内各系統の円滑な運行・運営を図ることとするものです。

2 協議概要

次の系統について協議運賃※1の適用を除外し、国際興業(株)が運行する他の一般路線バスと同じ対キロ区間制による上限運賃制※2とすることで、今後の同社による当該各系統の運賃届出において、当協議会での審議を要しない扱いとします。

対象系統（資料 2-1、資料 2-2 のとおり）

- ・学 02 系統 飯能駅～前ヶ貫入口～南高麗小学校
- ・学 03 系統 前ヶ貫入口～南高麗小学校
- ・学 04 系統 原市場小学校～中沢
- ・学 05-3 系統 原市場小学校～原市場地区行政センター（原市場折返場）

※1 地域公共交通会議（＝飯能市地域公共交通対策協議会）等において合意が調った運賃

例：飯能市乗合ワゴンの運賃、メッツァ各系統の運賃

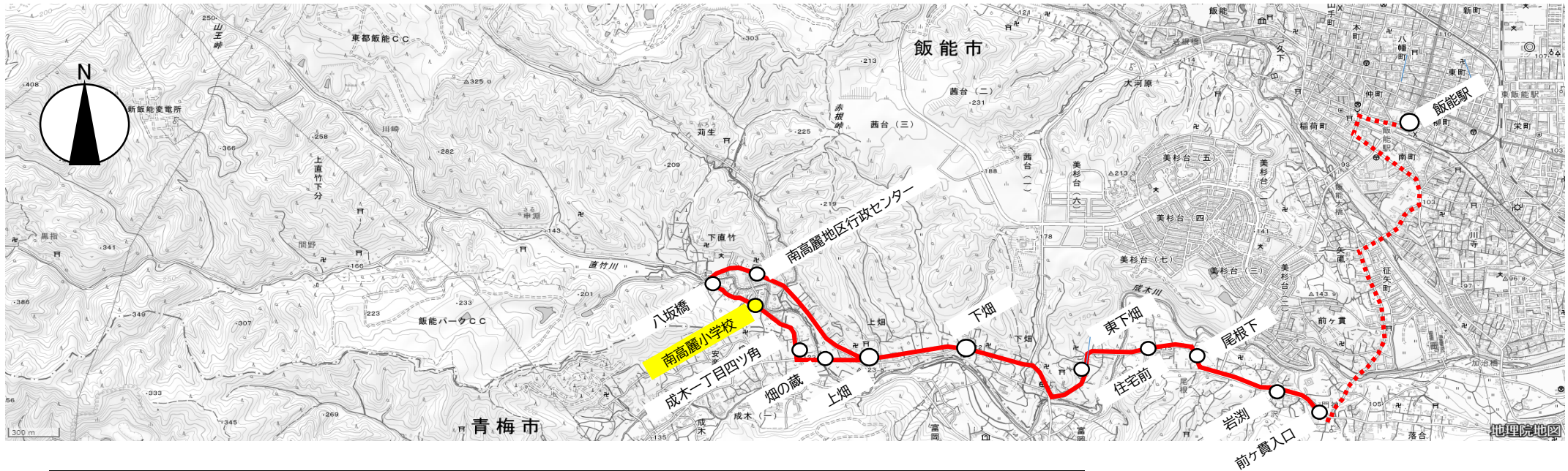
※2 事業者が収受してよいとされる上限額の範囲内で、乗車距離に応じて加算される運賃 例：市内の一般路線バスの運賃

3 その他

国際興業バスの運賃改定は、令和5年3月中に実施する予定です。

運行系統略図

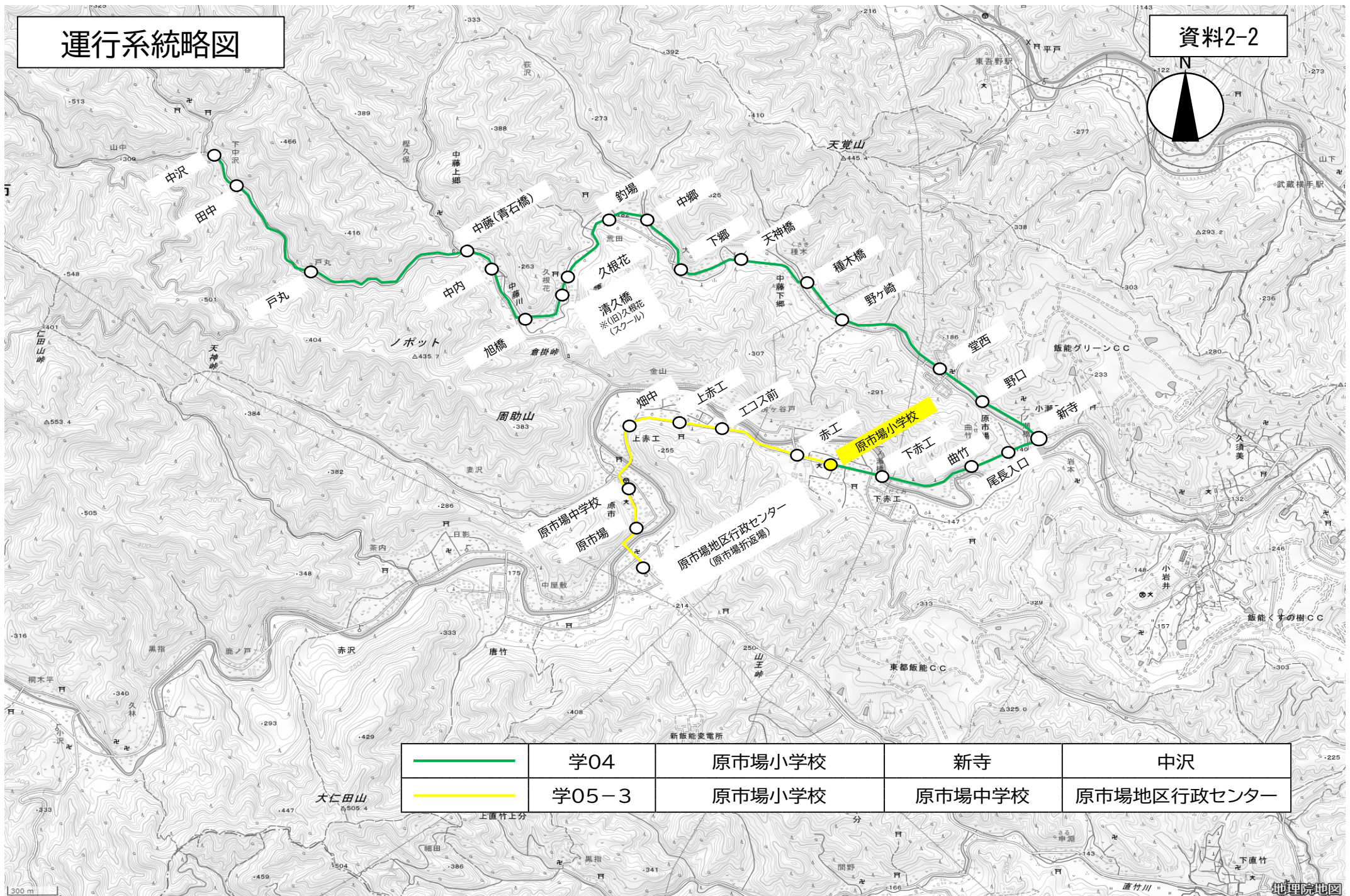
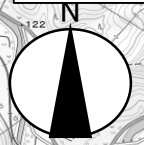
資料2-1




.....	学02A	飯能駅	前ヶ貫入口・成木一丁目四ツ角	南高麗小学校
	学02B	飯能駅	前ヶ貫入口・八坂橋	南高麗小学校
——	学03A	前ヶ貫入口	成木一丁目四ツ角	南高麗小学校
	学03B	前ヶ貫入口	八坂橋	南高麗小学校

運行系統略図

資料2-2



	学04	原市場小学校	新寺	中沢
	学05-3	原市場小学校	原市場中学校	原市場地区行政センター

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる
協議が調っていることの証明書

第 2 2 回飯能市地域公共交通対策協議会において、下記事項に関し、協議が
調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

資料 2-1、資料 2-2 のとおり

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

資料 2-1、資料 2-2 のとおり

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

当協議会において上記 1 及び 2 に適用している協議運賃について、その適用
を除外する。

令和 5 年 2 月 日

飯能市地域公共交通対策協議会

会長 飯能市長 新 井 重 治